

## 住友ゴムグループ人権方針

### 1. 人権尊重に対する基本姿勢

#### ①人権尊重への基本的な考え方

住友ゴムグループ（以下、私たち）は、企業理念体系である「Our Philosophy」に定義した「未来をひらくイノベーションで、最高の安心とヨロコビをつくる。」をパーパスとしています。グローバルに展開する私たちの事業で起こりうる人権課題について理解し、適切な行動をとっていくことは、パーパスを体現した事業活動を行うための土台と考えます。

私たちは、事業活動を通じ原材料調達から商品・サービスの提供を含むバリューチェーンすべてのプロセスにおいて、社内外さまざまなステークホルダーの人権への影響を理解し、バリューチェーン全体において、人権が尊重されるよう努めます。

#### ②本方針の位置づけと適用範囲

住友ゴムグループ人権方針（以下、本方針）は、事業活動を行ううえでの倫理的行動ガイドライン「[企業行動基準](#)」に基づき、私たちの人権尊重の考え方を具体的に定めるものです。本方針は住友ゴムグループ内のすべての人権尊重に関する規定・ガイドラインの最上位方針となります。

本方針は、私たちのすべての役員及び従業員並びに私たちが管理する施設に適用されます。私たちはまた、全てのビジネスパートナーに対しても本方針を支持することを期待し、サプライヤーに対しては、本方針の理解及び遵守を期待します。

#### ③国際人権規範の尊重

私たちは、「世界人権宣言」及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」で表明されている人権を必ず守るべき人権として認識し、更に「OECD 多国籍企業行動指針」及び「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、人権の尊重に向け取り組みます。また、私たちは「国連グローバル・コンパクト」の署名企業として、その 10 原則を支持しています。

私たちは、事業活動において各国・地域における法規制を遵守します。もし、当該国・地域の法規制と国際的な人権基準が異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合は、国際的な人権基準を最大限尊重するよう努めます。

### 2. 人権デューデリジェンスの実施

#### ①人権尊重の取り組み体制

本方針は取締役会の承認を得ており、当社 ESG 統括役員が本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負います。また、日々の人権尊重の取り組みは、サステナビリティ推進委員会及び人事担当部門が中心となり、グループ全体の関係各社、各部門と連携して推進します。

## ②人権への負の影響の対応

私たちは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、自社の事業活動に関係する人権に対する負の影響を特定・評価し、これらを予防・軽減する取り組みを進めていきます。私たちが人権への負の影響を引き起こした、若しくはこれを助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を通してその是正に努めます。

## ③救済措置

世界中の住友ゴムグループの役員・従業員及び他ステークホルダーは、事業活動に関わる懸念事項や潜在的違反について[企業倫理ヘルプライン](#)に相談・報告することができます。現地（自社）にもコンプライアンス窓口がある場合は、現地（自社）のコンプライアンス窓口または企業倫理ヘルプラインのいずれにも相談することができます。

本方針に基づいてなされた相談・報告については、プライバシーの保護を徹底し、相談者に対するいかなる報復措置も取られることはありません。私たちは、相談・報告に関する調査や対応を行い、違反行為があった場合は適切な是正措置を講ずるよう努めます。

## ④ステークホルダーの人権尊重

私たちは、私たちと関わるすべてのステークホルダー（グループ全従業員、お客様、サプライヤー、ビジネスパートナー、先住民族含む地域住民の方々等）の人権を尊重します。人権への負の影響については、当社の事業活動によって影響を受ける、または受ける可能性のあるステークホルダーの視点から理解するよう努めます。今後も私たちに関連する人権課題について、継続的にステークホルダーとの対話を行い、人権尊重への取り組みを推進していきます。

## ⑤研修・教育

私たちは、役員及び従業員が本方針を理解し、本方針に則った行動が実践されるよう、教育を実施していきます。

## ⑥情報公開

私たちは、本方針の運用状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。当社ウェブサイト、統合報告書その他のコミュニケーション手段を通じて、本方針の浸透に向けた取り組みの進捗状況・人権尊重の促進に向けた取り組みを定期的の開示します。

2023年11月10日

住友ゴム工業株式会社

代表取締役社長 山本 悟

